

休眠預金の取り扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行され、これにともない10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題解決のために活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きを行っております。ホームページにも電子公告として「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載しておりますので、お心当たりのある方は、過去のお取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休眠預金とは	平成21年1月1日以降の最後のお取引から10年以上お取引がない預金と定期積金が休眠預金となります。（障害のある方のマル優の適用預金などは対象外となります。）
対象預金と預金保険機構への納付	最終異動日等から9年を経過した預金等があるときは、最終異動日等から10年6ヵ月を経過する日までに広告を行い、公告を行った日を基準として1年経過する日までに、休眠預金として預金保険機構に納付します。
休眠預金のお引出し	納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅しますが、お取引のあった金融機関を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の支払い請求ができます。